東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会 議事録

日 時:令和2年4月7日(火)20時40分から21時10分まで

場 所:第一庁舎7階庁議室

出席者:

【委員】

猪口 正孝 東京都医師会 副会長

太田 智之 みずほ総合研究所 経済調査部長

大曲 貴夫 国立国際医療研究センター 国際感染症センター長

紙子 陽子 紙子法律事務所 弁護士

濱田 篤郎 東京医科大学病院 渡航者医療センター教授

【東京都】

小池都知事、多羅尾副知事、梶原副知事、山手政策企画局長、遠藤総務局長、内藤福祉保健局長

(事務局)

ただいまから東京都新型コロナウイルス感染症対策審議会を開催します。

(小池知事)

本日は、ご多忙の中、都庁までお越しいただき、ありがとうございます。厚くお礼申 し上げます。

本日、7都府県を対象として、政府が緊急事態宣言を発出し、4月7日から5月6日までのほぼ1か月程度の期間が示されました。

この緊急事態宣言を受け、都として緊急事態措置を決定するため、審議会を設定いた しまして、本日急遽ではありますが、委員の皆様にお集まりいただきました。

この審議会では、新型コロナウイルス感染症対策の総合的かつ効果的な推進を目的に、 専門的な見地から調査審議をすることとしており、特に特別措置法第45条に基づく施 設管理者等への要請や指示等を行う際には、あらかじめ意見を聴取することが規定され ています。

都内では、一昨日は143人、昨日は若干減りましたが、それでも83人の陽性患者が発生し、累計でも1100名を超えるなどしております。引き続き感染の拡大傾向が続いており、感染爆発重大局面の状況は変わってないと認識しています。

こうした状況の中でこれまで緊急事態宣言を受けて、国と都の間で、双方の意見をすりあわせてきましたが、今般示された国の考え方を踏まえ、都としてはまずは、法第4 5条による外出自粛を幅広く呼び掛けることを考えています。

委員の皆様には施設管理者等への要請も含めた検討段階の資料を事前にご覧いただい

ておりますが、国との調整状況等を踏まえ、まずは、都民の皆様に強く外出の自粛をお願いする方針です。

委員の皆様には、都内の状況を踏まえ、感染拡大防止に向けて、忌憚のないご意見を いただければと思います。

引き続き、都の総力を挙げて対策に取り組んでいきますが、この緊急事態措置を契機に更に感染拡大の防止に向けた取組を加速していきます。都民の命を守る、家族の命を守る、社会を守るという方針のもと、この国難を一日も早く乗り越えるため、委員の皆様におかれましてもご協力お願い申し上げます。

(事務局)

本日の配布資料は、東京都緊急事態措置案及び本日専決された東京都新型コロナウイルス感染症対策条例の2点です。

まず議事に先立ち、本会の会長を選出したいと存じます。委員の中にご推薦あるいは 自薦の方はいらっしゃいますか。

(挙手なし)

いらっしゃらないようであれば、猪口委員に会長をお願いしたいと存じます。委員の 皆様、ご承認いただけますでしょうか。

(異議なし)

ご承認いただけましたので、猪口委員に会長をお願いいたします。それでは以降の進行は、猪口会長にお願いいたします。

(猪口委員)

それでは東京都緊急事態措置案を踏まえ、各委員から3分程度でご意見お願いいたします。

(濱田委員)

東京医科大学病院の濱田でございます。今回、政府から外出の自粛要請が出ましたが、 7、8割の外出を制限することを目標としております。総理の会見でも2週間後に効果が出てくると発言がありましたが、7、8割の制限はかなり大変なことだと思います。 休みの日だけでなく、平日も含まれます。それを達成するためには、施設を閉鎖する必要があると思います。

これができないようであれば、まずは外出の制限をする。それだけの行動変容が出ていなければ、早々に施設の閉鎖を行い、次のステップに行くといったかたちをとるべきだと思います。

今後、かなりのスピードで進みますので、1週間以内に7、8割の行動変容が生じているかを何かしらの指標をもとに都として判断するべきだと思います。それが達成でき

ていなければ、施設の閉鎖といった方向に進んでいくのがよいと思います。都のホームページには、都営地下鉄の利用者数が載っておりますが、外出者数を把握できるので、1週間以内にこういったすぐに確認できるデータをもとに、5割にいっていなければ施設の閉鎖を要請していくといったことを考えてはいかがでしょうか。

(大曲委員)

国際医療センターの大曲です。

まずは外出の自粛要請から行い、施設の使用制限閉鎖を行っていくこととは存じ上げております。現場を見ておりますと、施設の使用制限や外出の制限はとにかく早くお願いしてもらいたいのが正直なところです。3月25日に知事が声を上げていただいた以降のクラスター事例を見ますと集団の飲食の場でクラスターが発生した事例が医療の場でもありましたが、人間の行動は変えにくいなと改めて思いました。現実にクラスターが発生し、医療の場は大変な状況になっていますが、このような状況からして3密で濃厚接触が起こるような場があることが問題です。個別の人の行動だけでは防げないのであれば、その場を使えないようにすることが重要であると思います。医療の現場でもベッドの確保等でいろいろな方にご尽力していただいており、その努力たるや大変なものです。非常にきついので、正直なところ早く施設の使用制限に踏み切っていただきたいというのが正直なところです。

(紙子委員)

東京弁護士会災害対策委員をしております紙子と申します。

今回の規制について弁護士の観点からは、措置の対象の明確性ということがひとつ重要となります。その観点から、施設制限を受けるような百貨店やショッピングモール、ホームセンターなどと具体例が明記されていることは、都民にとって行動規範となる非常に重要なものだと考えます。これが生活に不可欠な物品を販売する施設とか、生活必需品という抽象的な文言だけですと、拡大解釈も可能ですし、使用制限の対象となる施設を見て都民も外出の理由を考えると思います。例えば百貨店が開いているということであれば行ってもいいかな、とか。あとは理容店など身体に関するものは、人によって解釈がわかれるキーポイントじゃないかと思われます。それは今行っていい場所なのか、それは慎むべきなのか。かなり日常生活から距離をおいて考えやすいのではないかと思います。こういう風に、措置案のように、具体例が明示されているのは望ましいと考えます。

それから、私権の制約というものがどのように判断されるのか、人権相互の調整という意味では制約される権利は経済的な自由であると。これは対立するのは他者の生命・身体、健康、安全、公衆衛生ということですので、対立利益の優越ということがすぐに考えられる。本件は罰則についても設けられていない、マイルドな措置です。目に見え

ないウイルスの感染が蔓延するのを食い止められるかという重要な時期ということであれば、施設の使用制限についても早く措置をとってもよいものと考えます。以上です。

(猪口会長) ありがとうございました。太田先生お願いします。

(太田委員)

太田でございます。経済に関する業務に携わっている者として、また目黒区に滞在している目黒区民の立場からいくつか話をさせていただきたいと思います。

まず、すでに紙子先生がご指摘の通り、都民からすればやはり明確な基準が重要だと 思います。不透明感というのはやはり個人の行動に影響を及ぼします。明確に対象を指 定して利用の自粛要請がされれば、多くの都民は利用をあきらめざるをえないわけです が、明確な指示がないとやっぱり人によって購買行動に違いが出てきてしまいます。

また、いつ閉まるかわからない不安が駆け込みや買い占めを誘発するように、先行きに対する不透明感が人々の行動を大きく左右してしまう。そういった点を踏まえ、自粛要請に際しては、都民の皆様の誤解を招かないように、物事を整理し、可能な限り明確な説明をするのが重要ではないかと思います。

加えて、医療や法律の専門家の先生方とは違った視点でお話を1つさせていただきます。具体的には、すでに都市封鎖されている海外事例からのインプリケーションについてです。

海外事務所から寄せられる報告を聞いていると、施設の使用制限についてやはり大事なのは、いかに消費者の混乱を回避するかということだと痛感します。実際、非常事態宣言が発出される可能性が高まった昨日の朝、家内が夜勤からの帰宅途中に近所のスーパーに立ち寄ろうとしたところ外までレジ待ちの行列ができていたそうです。これではかえって感染リスクを高めてしまいます。

こうした事態を招かないためにも、やはりしっかりとしたルールを設けるとともに、 事業者側も消費者側も正しく認識して行動することが大事だと感じています。例えばニューヨークやロンドンでは入店制限を実施しているほか、高齢者や妊婦の方のための優 先時間帯を設定するなど、社会的弱者の方にも目配りしたルール作りがなされています。

また配慮が必要なのは顧客だけではありません。そこで働く従業員への配慮も欠かせません。というのも、社会生活インフラである小売店を維持するためには、そこで働く人が不可欠だからです。実際、ロンドンやニューヨークでは従業員対策をしっかりしています。レジに並ぶ際はワンカート(カートー個分)の距離を保ったり、決済は現金ではなくキャッシュカードの利用を促したり、またレジの前には飛沫感染防止のためのアクリルボードを設置するなどの対策がとられています。その背景には、対策が不十分なままだと、罹患や濃厚接触による出勤停止のリスクが高まりますし、そもそも感染リスクを恐れて従業員が集まらない、つまり事業継続が難しくなるという事情があります。

医療従事者の方の不足問題はよく知られていますが、実は医療と同じく社会経済インフラを担う小売店の現場も非常にもろいということです。小売業という重要な社会インフラをいかに守るのか。幸いにも使用制限まですこし時間があるので、事業者、消費者の双方にルールの意識づけを促す取り組みについても是非検討いただけたらと考えております。以上です。

(猪口先生)

現場におきまして特に病院の病床数を配分する立場から、すでに新しく PCR 陽性患者の行き場がかなりなくなってきています。入院先を探すのが非常にきつい状態にあります。このまま80人であったとしてもかなりきついです。

100人のときは次の日にならないと入院用のベッドが探せない。この80が続くと 病床が足りなくなることは確実なので、このままでいいってことは決してない。これよ りも下がってくれないともたないです。

ですから、濱田先生がおっしゃるようにある一定の期限を早く決めてかなりきちんと した自粛、行動制限ができるようにもっていかないと医療提供体制はもたないところま できているというのが現実だと思います。

そして、緊急事態措置として期待するところは、いろんな病院に「診なさい」と言っていただける方がありがたい。今、東京の特徴なのですが、たくさん病院があるが故に、 うちが診なくても他が診るというのが、ずっと平時からある現象なのです。

ですから、「あなたのところが診なさい」と明確に言っていただく。これが本当に大事だと思います。そして、もうひとつ懸念されるのが、先ほども出てましたけれども、患者さんの紛れ込みで病院全体が封鎖するような状態になって、みんなが感染者になってしまって、このまま続くと非常に危ないと思いますので、この事態措置として、早く答えが出る方向にいってもらいたいと思います。

私たちの意見はこれですが、委員の先生方からお互いに何かご質問はございますでしょうか。

(濱田委員)

弁護士の先生がいらっしゃるので伺いたいのですが、施設の閉鎖を要請した場合、それに対する補償的なものは自治体なのか国なのか、そういった点はいかがなのでしょうか?

(紙子委員)

この措置で損失補償は規定されていないので、例えば経済的な打撃については、別の 経済支援策ですとか。あの文化芸術なども大変な打撃を抱えていると思いますが、それ から、言い忘れてましたが、小規模店舗、100㎡以下の店舗、理髪店などは対象から 除いていますので。それでもさらに、広く社会で受ける制約という意味で、損失補償は 無いのですけれども、また別の経済支援政策、支援ですとか、文化芸術に対する助成と いう形で、長い目で支援していくということが考えられると思います。

(猪口委員)

だいたい意見が出ておりますので、まとめます。

われわれ医療に携わっており3人の方は、なるべく早く、施設の使用制限というものに切り替えるタイミングを見計らって頂いて、なるべく今の現状を出たほうがいいだろうというのが企業側のお話だったと思います。

紙子先生の方からはとにかく文言の明示化をするという話がありました。

対立利益という視点から考えると公衆衛生を考えると使用制限みたいなものあると良いという解釈でしたね。

そして太田先生の方からは、いくつもご提案ございましたが、ルールをしっかりするのだというようなこと。それから、不透明ではなく明確にルールを作って行ったほうが良いでしょう。というようなお話だったと思います。よろしいでしょうか。

まとめると以上であります。とういうことで、本日の議題は以上です。よろしいでしょうか、事務局。

(事務局)

ありがとうございます。最後に知事、何かありますか。

(小池知事)

ありがとうございます。

現場のお声から、それから今後の予測をどうしていくか、それからどう動くか、さらには分け方など明確にしておかなければかえって混乱もする。それから各国のすでに都市封鎖なども行っている所も多いわけで、世界の主要都市などもいろいろな試みがあることなど大変情報満載で大変参考になりました。ありがとうございます。

また猪口先生におかれましては、本日からの病院から宿泊療養へ移行するという大きな役割を担っていただきまして、誠にありがとうございます。

非常に病床もひっ迫をしている。そしてまた先生たちが現場で本当に命がけで頑張っていただいていることにあらためて感謝したいと思います。

都民の命を守ること、持続可能な成長を続ける東京でありつづけるために、今何をすべきなのか、また皆様のご意見を頂戴しまして、間違いなく確実な歩みと、それから都民の皆様方の信頼を確保していきながらこの国難に立ち向かっていきたいと、このように考えております。

今後ともよろしくお願いいたします。今日は貴重なご意見ありがとうございました。

(事務局)

ありがとうございました。 これにて新型コロナウイルス感染症対策審議会を閉会いたします。 委員の皆様、本日はまことにありがとうございました。